

令和6年度 第2回白井市国民健康保険運営協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時 令和6年8月29日（木）午後3時から午後4時まで
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2・3
- 3 出席者 松本千代子会長、瀬嵐康之委員、北田岳彦委員、菊地秀樹委員、
稲田忍委員、岡野成幸委員、中世恵子委員、小川真理子委員
- 4 欠席者 根本孝一副会長、雨宮朋美委員 ※2名より事前連絡有
- 5 事務局 笠井喜久雄市長、池内健康子ども部長、萩原保険年金課長、
富澤保険税係長、新山保険年金係長
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題等 議題1 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
（第2号）（案）について
議題2 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出
決算（案）について
議題3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について
- 8 議事 以下のとおり

○事務局 それでは、定刻となりましたので、令和6年度第2回白井市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
会議の開催に当たりまして、松本会長から御挨拶をお願いいたします。

○議長 皆さん、こんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今回は議題が3件、事務局から提案されていますので、皆さん忌憚のないところでご意見いただきまして、会議を円滑に進めたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、笠井市長から御挨拶を申し上げます。

○笠井市長 皆さん、こんにちは。

台風が来ている中、この会議に御出席をいただきまして、心から感謝と御礼申し上げます。また、皆様には、日頃から国民健康保険の運営に対して、御尽力と御協力をいただきまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この国民健康保険制度というのは、市民や国民の健康を守るために必要な制度であります。本年の12月2日からマイナンバーカードへの健康保険証の一体化を基本とする仕組みが、また、令和8年度からは、公的医療保険を通じて徴収される子ども・子育て支援制度が始まることなど、全世帯対応型の持続可能な社会保険制度の構築を今現在、進めているところでございます。

結びに当たりまして、まだまだ暑い日が続きます。そして、台風10号の動きがまだはっきりしておりません。台風につきましては、市としましても、市民の命と安全を守るために万全の体制で進めているところでありますので、よろしくお願いしたいと思っております。どうか今日は、この3つの議題について、皆様の御意見等をいただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○事務局 この後、笠井市長につきましては、所用のため退席させていただきます。御了承のほどお願いします。

○笠井市長 よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、これより会議に移らせていただきます。

本日の出席委員は8名でございますので、半数以上でありますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により会議が成立することを申し添えます。

また、会議は、同規則第6条第1項の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、松本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、これから議事に進みたいと思っております。円滑な議事進行に皆様の

御協力のほど、よろしくお願いします。

初めに、本日の会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開することになっております。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○事務局 傍聴人いません。

○議長 分かりました。

それでは、議題1、令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）として、事務局から説明よろしくお願いします。

○事務局 （議題1 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）について資料等により説明。）

○議長 ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたが、何か質問、御意見等、何かございませんか。
どうぞ。

○委員 補正を組むに当たって、どういう目安というか、例えば額がこの程度、補正前に比べて増えた・減ったによっているのだとか、そういった決まりというか、目安はあるのでしょうか。

例えば歳入ですと、最初の保険給付等交付金で、42億5,600万円ですね。ところが補正額は1万2,000円です。わずか0.0002%。この程度でも補正というかたちで出すのでしょうか。同じように1%未満でも出しているものがありますので、目安があるのかどうか。あるいは、額に関係なく、あらかじめ、今回でしたら郵便料金の改定ですね。分かるものは額にかかわらず、前の予算の何パーセントにかかわらず、全てこういう形で補正を組むのかどうか、それを参考までにお伺いしたいのですけれども。

○事務局 予算につきましては、歳入歳出ともに全てを計上しなければならないという原則がございます。額につきましては、歳入歳出すべてにおいて明らかになった時点で、全て計上しなければならないというのがございますので、その原則に則って補正予算を行うかたちになります。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○委員 了解しました。

○議長 他にどなたか。
どうぞ。

○委員 金額のことでもないのですけれども、歳出の1款、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等費用。これからすごく大事なポイントになってくると思うのですけれども、基本的には、システム改修は、これで十分と考えていいのですか。それとも、あとどんなシステム改修をされたのかというのをお聞きしたいのですけれども。

○事務局 システムにつきましては、まず、国から、法律の関係ですと、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、今回の補正につきましては、12月2日以降、現行の健康保険証が発行されなくなります。健康保険証に代わりまして資格確認書を発行いたしますが、資格確認書を発行するためにシステムを改修しなければならないということで、国から仕様というのが示されましたので、それに基づいてベンダーに対し、費用がどのくらいかかるかを見積もりした上で、金額を計上しているものになっております。以上です。

○議長 ほかに、どなたか。
どうぞ。

○委員 今回のこの補正の中身を見ると、2,300万円ほどの支出に対して、財源補填をされているように見えるのですけれども、その中身は、県に払う納付金と、一般会計繰出金、が確定したことによって2,300万円ほど余分にもらっている分をこの補正で精算するというものなのかなと思います。

その財源を繰越金で充当するというところで、説明ですとこういった精算に伴うものは繰越金で充当するという話ですが、これは、恐らく令和5年度の歳入歳出決算の残のその部分を今回3,000万円ほど充当するというお話ですよ。通常だと年度末の最後の決算で歳入歳出の繰越しをやっていると伺っていたのですが、今回の補正で3,000万円充当するというのは、想定外の精算なのか。それとも、最初からこれは想定範囲で、繰越金でやるそういう見込みだったのでしょうか。

○事務局 お答えいたします。まず、こちらの繰越金につきましては、令和５年度の歳入歳出の余剰金が令和６年度予算に繰り越されるかたちになります。今回の補正に関しまして、歳出にかかった費用を繰越金から出すというのは、例年どおり行っているものでして、想定外の支出が出たということではございません。

最終的に令和６年度で精算を、歳入及び歳出の金額をそれぞれ決定額等で行ったときに改めて精算を行うので、このようなかたちになります。

今回の繰越金から出すというのは、当初予算をベースで組んでいるものには、全て既に歳入歳出で予想している金額について、歳出のほうが大きく出るものについては、繰越金から対応するというのは、特別会計上、通常の処理を行っているということになります。

○委員 わかりました。

○議長 ほかに、どなたかございませんか。

ほかに質問等がないようでしたら、これから採決に入らせていただきます。議題の１について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございます。賛成が全員なので、議題１、令和６年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第２号）（案）について、原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

以上で、議題１の令和６年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第２号）（案）を終了させていただきます。

次に、議題の２、令和５年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）を事務局から説明願います。

○事務局 （議題２ 令和５年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について資料等により説明。）

ここで事前に質問を頂いておりますので、事前質問についてお答えをさせていただきますと思います。

今回、委員からの事前質問の内容でございますが、令和５年度決算、歳入の４款、繰入金の項目が当該年度の概算決定で、歳出の７款、諸支出金の一般会計繰出金の項目が前年度分の確定に伴う精算ということかという疑問を頂いております。

こちらについて申し上げます。

まず、国民健康保険繰入金については、総務省自治財政局調整課から毎年繰出の基準が示されており、その基準に基づいて実施しております。議題２の資料３ページの４款、繰入金のところになりますが、保険基盤安定繰入金、４節の財政安定化支援事業繰入金、産前産後繰入金につきましては、令和５年度末までに決定がされることから、決定額を令和６年の第１回定例会に補正予算として、こちらは精算を行っているものになります。２節の職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金は、令和５年度末に令和５年度の経費が支出した経費等が確定することから、令和５年度決算には、概算でまず決定を行っておりまして、令和６年度の歳出、今回の補正予算の諸支出金、議題１になりますけれども、議題１の３ページになります。７款２項１目の一般会計繰出金、こちらで令和５年度の人件費と出産に係るものについて、精算を行うことになります。

なお、今回、議題２の令和５年度決算の７款、議題２の資料６ページになります。こちらの一般会計繰出金７１２万２，２６０円。こちらにつきましては、令和４年度に行いました職員給与費等繰入金、出産育児一時金の繰入金の精算を行った金額になっております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局から御説明がありましたけれども、どなたか御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。どなたかございませんか。

事務局から説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。

○委員

今の御説明ですと、議題２の一般会計繰入金の３ページのところの繰入金の幾つかの項目のうち、精算は必要なのだけれども、精算の時期が第１回の補正でやる場合と今回の補正でやる場合と異なってくるというわけですね。

議題１の令和６年の第２回目の今回の補正の諸支出金、一般会計繰出金９９３万円というのは、令和５年度歳入の中の２番目の職員給与と出産育

児一時金、その精算だと。残りは、令和6年1回目の補正で精算をしているということでよろしいですか。

○事務局 そのとおりで、精算時期については2回に分かれています。

○委員 わかりました。

○議長 ほかにどなたかございませんか。

ほかに御質問、御意見のほうがないようでしたら、採決に入らせていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

では、議題の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございました。全員ですね。議題の2、令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について、原案のとおり可決いたしました。

以上で議題の2、令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について終了させていただきます。

では次に、議題3、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、事務局から説明よろしくをお願いします。

○事務局 （議題3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について資料等により説明。）

○議長 ありがとうございました。

事務局のほうから説明がありましたけれども、議題の3について、どなたか御意見、御質問等はございませんか。

では、ないようでしたら、議題の3につきまして採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議題3について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございます。全員ですね。では、議題の３、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決いたします。

 以上で議題３、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを終了いたします。

 議案につきましては、以上の３件になりますけれども、そのほかに御意見等がございましたら、ここでお伺いしたいと思います。

○委員 前回でしたか、マイナ保険証の関係で、登録率とか利用率について、今年の１月現在で、お聞きしたが、その時の利用率が４．４％ぐらいしかない。ということでした。今現在でどのぐらいになっているのでしょうか。

○事務局 利用率については、今手持ちの資料がないのですけれども、マイナ保険証の白井市の取得率について、７月時点でございますが、６１．８％になっております。今年の２月現在ですと５９．２５％ですので、少し伸びております。

 利用率については、資料としてまとめていないので、また改めて報告させていただければと思います。

 続きまして、今の質問に関連してお配りしました資料の国民健康保険証の取扱いについて、御説明をさせていただければと思います。

 こちらにつきましては、令和６年１２月２日以降、国民健康保険証が発行されなくなります。その件につきましては、前回の運営委員会の中で口頭で御説明をさせていただきましたが、今回、図にしたかたちでお示ししたものになります。

 まず１２月１日までについては、現行の国民健康保険証の発行ができるものとなっております。現在、保険証の有効期限としては令和７年７月３１日までとなっております。

 表の中で行きますと２番になりますけれども、マイナ保険証について、こちらは有効期限がないため、既にそれを使っている方については、そのまま今後使っていただくことが国民健康保険証のこれからのスタンダードになっているものです。

マイナ保険証を登録していない方について、１２月２日の保険証の廃止以後、今現在、有効期限のある保険証をお持ちの方は、有効期限内まではお使いいただけるものになっておりまして、新たに１２月２日以降、国民健康保険への加入などになる方については、マイナ保険証の利用がない方は、資格確認証を発行いたします。

こちらの資格確認書になりますけれども、今回、補正予算でシステム改修を行いまして、１２月以降、対応するものになります。来年の７月３１日までは、現在の保険証の有効期限がありますので、マイナ保険証を利用されていない方の一斉更新については、来年７月に利用登録されていない方をデータで確認した上で、有効期限を令和８年７月３１日として、１年間の期限として資格確認証を発行させていただきます。現在、このような対応になっております。

被保険者への周知としましては、厚生労働省から示されておりますリーフレットの配布、お手元に配布しましたうちわと小さいチラシ、あとポスターを庁舎に掲示をしております。

また、１２月前の広報紙に、国民健康保険の保険証について広報を掲載する予定としております。

以上になります。

○議長 事務局のほうから、ほかにありますか。

○事務局 特にありません。

○議長 皆様方、御質問等ほかにありますか。
どうぞ。

○委員 参考までにお伺いしたいのですが、７月１５日時点で白井市のマイナンバーの取得率６１．８％ということですが、全国平均というのは出ているのでしょうか。この近辺の時期で。

○事務局 全国平均の確認はしておりません。

○委員 言い方を変えますと、取得率について、白井市は進んでいるほうなのか、遅れているほうなのか。

○事務局 そこは比べていないので分からないのですが、国から、定期的に登録率、利

用率というのが示されているのですけれども、県の数値としては示されていないところです。

- 議長 ほかに、どなたかございませんか。
- ないようでしたら、以上をもちまして、本日事務局から提案されました議題については、議事を全て終了いたしました。
- それでは、事務局へお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

- 事務局 松本会長、委員の皆様、どうもお疲れさまでした。
- 最後に、次回の運営協議会の開催について連絡させていただきます。
- 次回につきましては、11月の開催を予定しております。開催日時と議題等の詳細につきましては、事前に通知をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- これで本日の会議を終了させていただきます。
- 皆様、どうもありがとうございました。

【使用した資料】

- ・議題1 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）について
- ・議題2 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について
- ・議題3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ・国民健康保険被保険者証等の取り扱いについて